

**自殺者が続出し、幹部町職員 24 人が辞職する、もの言えぬ町
千代田町 その⑥****～ 連続自殺、大量の中途退職者を出した問題の核心 ～**

中国山地の山間にある千代田町。一見平穏でのどかにみえるこの小さな町で町役場職員の自殺が相次ぎました。一人目の自殺は平成2年9月に総務課長。2人目の自殺は平成8年6月の厚生課長。3人目はこの翌年、平成9年6月に建設課長が自殺。さらにこの3人目にすぐ続いて同年8月、4人目となる都市整備課長が自殺します。わずか7年の間に4名もの課長の自殺が相次いでいます。中途退職した管理職員の数も24名と、信じられない多さです。2人目の厚生課長の自殺や数多くの中途退職者を出した問題に解同千代田支部長がかかわっていたとして解同県連は統制処分を下し、解同千代田支部長の責任を認めますが、その後も自殺が相次ぎました。千代田町役場はどうなっているのでしょうか。中途退職した人々の半数近くが同和研修や職場環境を自殺の理由にあげます。自殺や退職に追い込まれる職場環境とはいったいどういうことでしょうか。千代田町役場の職場環境はどのような状態で、どこに問題があるのでしょうか。3人目、4人目の課長らが自殺した時の経緯をたどった後、町が抱える問題の核心を明らかにします。

3人目、4人目と相次いだ自殺の経緯

千代田町で3人目、4人目となる自殺者が出ます。建設課長の友田宣彦氏(48歳)と都市整備課長の松島照登氏(48歳)が平成9年6月30日、8月3日とわずか2か月の間に続いて自殺します。3人目となる友田建設課長の自殺は2人目の厚生課長の自殺(平成8年6月22日)からもわずか1年後です。まさに異常です。自殺した課長はいずれも48歳で家族も持っていました。一番働き盛りである人々がなぜ自ら死を選択するようなことになったのでしょうか。町はいったいどうなっていたのでしょうか。

3人目となる友田建設課長が自殺する直前の6月20日、千代田町では新庁舎を建設する公共事業をめくり無登録会社が設計の受注をしていた問題が発覚します。友田建設課長はこの受注問題が発覚した10日後に自殺します。友田氏は都市整備課長を平成7年4月まで勤め、その後建設課長となっていました。事業を受注したのは建設・コンサルタント会社の「エム・エル・エイ」(本社 東京)で、この会社の社長が「公文書偽造」の容疑で7月28日逮捕され、30日に起訴されます。無登録会社の受注問題は町政を揺るがします。庁舎設計は白紙撤回となり、町民からは住民監査請求が行われます。さらに町議会から町の管理責任の明示を求める「申し入れ書」が出されます。この4日後の8月3日、今度は松島都市整備課長が自殺します。

小さな町役場で4人もの課長が連続して自殺です。異常事態です。町には異様な雰囲気thatが充満し、町民からの批判が噴出します。事件を受けて千代田町と議会は平成9年8月、陳謝と経過を報告する「広報号外」を全戸へ配布します。議会が出した報告書によると、平成8年夏に行った新庁舎設計コンペ

で無登録会社の設計・コンサルタント会社「エム・エル・エイ」が選ばれた経過を次のように報告しています。

- ① 議会が設置した審査会は当初、参加した10社から投票などで2社を選び、町へ提言することとしていた。
- ② 投票をした結果、2位が同数となり、決選投票を行ったが、最終的には3社を選び、決定は町当局に一任した。

ここまでの審査の経緯に何ら問題は見あたりません。問題はここからです。審査会は3社を選びました。しかし町は審査で選ばれた3社以外の会社を決定します。しかも問題なのは、町が決定した「エム・エル・エイ」は審査会が選んだ3社に入っていないだけでなく無登録会社でした。普通の手続きでは、審査会が選任した以外の会社や無登録の会社を決定するなどということは到底考えられません。なぜ議会の責任で選んだ3社をはずして無登録の会社を町は決定したのでしょうか。町は広報誌を発行し、町議会も経過を説明する会を開いています。しかし町が発行した「広報号外」にも町議会の経過説明にも「エム・エル・エイ」を決定した経緯についての言及も解明もありません。小さな町で担当部署が無許可会社であるかないか知らない筈はありません。審査会は3社を選んで町へ提言しているのになぜ町は無登録会社を紛れ込ませ決定したのでしょうか。しかし町だけでなく町議会も、審査会が選定した3社の業者が外され、それ以外の無登録会社が決定されたにもかかわらず、何ら問題として追及していません。いったい誰が無登録会社を紛れ込ませて決定したのでしょうか。新庁舎建設を担当する課長でしょうか。課長が独断で無登録会社に委託し契約したのでしょうか。しかし議会が選んだ業者以外のしかも無登録会社を担当であっても課長の一存で決められるとは考えられません。何か特定人物、あるいは団体からの圧力でもあったのでしょうか。自殺した建設課長について、その友人が次のように訴えています。

「したたかな課長ならば自殺は選ばない。自殺した他の課長も顔見知りだが、純粋な人たちばかりだった。4人とも汚職の形跡はない。かりに多少でもあったとしても単独の行為ではないと信じている。問題の究明に議会が本腰を入れてくれておけば防ぐことができたかもしれない。後手後手の対応だった。」
(ゼンボウ)

事態に対応できない町役場、町長と議会

千代田町の課長らの相次ぐ自殺で町の住民らから批判が噴出します。中国新聞記事、ゼンボウに経緯が記されていますので引用します。

3人目の犠牲者となった友田建設課長の遺書には「無登録会社をチェックできなかった。自責の念にかられている」などと書かれていました。庁舎設計は白紙撤回されました。しかしこれまでこの無登録会社へは、大型公共工事の設計や工事監理などの委託料を12件、2億4千万円支払っていることが明らかになっています。千代田町の主要な事業の設計や管理は軒並みこの設計・コンサルタント会社「エム・エル・エイ」が受注していたということです。議会の審査会が選んだ会社を排除して、無登録会社であるにもかかわらず町の主要な事業の設計・監理をほぼすべて委託契約する「エム・エル・エイ」とはいったいどんな会社なのでしょう。

友田建設課長の自殺や無登録会社社長の逮捕など公共工事をめぐる町政混乱に、町議会もやっと動きます。平成9年7月、町議会は一連の管理責任の明示を求め「申し入れ書」を町に提出します。

「住民の行政に対する非難は、その極みに達しようとしている。」

7年間で課長の自殺が相次ぎ、3人目の自殺も防げなかったことについては、

「組織の長として管理能力を疑う」、「町長の温かい人間性を求める。」

と町長としての資質・人間性に疑問を呈します。その上で、次のように指摘します。

「町長自ら、解明と信頼回復のための処置を速やかに実行しなければ、信頼される町づくりは遠のく。何らかの責任を果たすよう強く申し入れる。」

この議会の申し入れに対して町長は辞職することを否定します。また町長は無登録会社が決定されたことや友田建設課長の自殺の原因について、

「チェックのしようがなかった」、「理由は私が教えて欲しいくらいだ。思い当たる節はまったくない。」との説明を繰り返します。「思い当たる節は全くない」、まさに長として管理能力を疑う発言です。

7月24日、町議会全員協議会が開かれますが、この会に友田建設課長の遺族が出席し、「職員を大事にして欲しい」、「不幸が二度と起きないように」と遺族の思いのたけを話して町に訴えます。

しかし町も議会も問題を究明できず遺族の思いに応えることができません。遺族の訴えもむなしく不幸がまたもおきます。4人目となる自殺者です。

8月3日、都市整備課長の松島照人氏が自宅納屋2階で首をつって自殺しているのが見つかりました。松島課長は土木建築係長などを経て、平成7年4月から友田課長の後を引き継いで都市整備課長を務めていました。同年(平成7年)12月にあった宿泊研修施設実施設計の指名入札の際は担当課長でした。約1カ月のうちに2人もの課長が相次いで自殺したことに町民の間から町政批判が続出します。松島都市整備課長が自殺した3日、町は緊急管理職会議、町議会も会合をそれぞれ開きます。しかし、異常事態にもかかわらず事実確認をするのがやっとの状態でした。課長が連続して自殺したというのに町も議会もなんら原因を究明することができません。中国新聞は8月4日記事で次のように記しています。

「松下公造町長、三谷易助役ら町幹部は午前8時すぎ、沈痛な面持ちで町役場に集まり、亡くなった松島照人さん(48)の親戚を通じて事実確認。午後1時から課長以上の緊急管理職会議を開いた。席上、森下町長が約20人の職員に経過報告。『松島課長の死に思い当たる点はないか』と聞いたが、ほとんど発言はなかった。」

「議会側も議員18人のうち連絡の取れた15人が集まり、町長から事情説明を受けた。が、質問もなく散会。」

松島課長が在職した職場でも緊急職場集会を開きますが、この職場集会の雰囲気も異常です。5日付の中国新聞記事を紹介します。

「都市整備課長の松島照登さん(48)の自殺から一夜開けた4日朝、役場庁舎内にすすり泣きが漏れた。自殺を受け開かれた緊急職場集会。職員の大半に当たる約100人を前に、森下公造町長が経緯を説明した。警察の事情聴取に触れ『辞めたい、と弱音を漏らしてらっしゃった。皆さん、動揺せず頑張ってください』。職員はみな押し黙ったまま。約20分間、森下町長の言葉だけが会議室に響いた。」

職場の同僚が相次いで自殺するという異常事態だというのに、職員はみな押し黙ってものも言わないというのはどういうことでしょう。自由な言論の環境がまったく失われています。

噴きあげた町政への不満

松島都市整備課長の自殺で町役場が動揺している中の8月4日、町民の一人が森下町長に対して公金の返還を求める住民監査請求を起こします。返還を求める金額は5685万円にのぼりました。なぜ5600万円もの公金の返還を求める住民監査請求を起こしたのかというと、次のようなことが分かりました。千代田町の公共工事をめぐって、町は無登録の設計・コンサルタント会社「エム・エル・エイ」に総合体育館の設計、監理の受注を決定しました。町は平成4年から5年にかけて総合体育館の実施設計を4635万円、工事監理を3600万円で契約を結びましたが、同社はこれを広島市中区の設計会社に2550万円で丸投げしていたことが判明します。そのため町民の一人が「設計監理は下請け金額で当然完成でき、差額は町長部局の重大な過失による不当支出」とであると指摘し、「丸投げで業者が得た利益は町の不当支出」として、森下町長に「損金5680万円を返還されたい」と求めたのです。

住民の町に対する不信はこれにとどまりません。5日には別の町民が町長の解職を求める「解職請求（リコール）」の手続きを始めます。町長の解職は、署名開始の告示から1ヵ月以内に有権者の3分の1の署名を集めると、署名簿の縦覧などを経て、本請求から60日以内に住民投票が実施され、過半数が賛成すれば解職となります。

町民が選挙管理委員会に提出した解職の請求書には次のように請求理由が書いてありました。

「森下町長は2期の町政で、中途退職職員を10数人出し、原因究明や管理責任を明確にしない中で、3人の管理職の自殺を続発させてきた」、「首長としての能力が欠けていると判断せざるをえない。」8月6日から始まった町長に対するリコール運動は思いのほか高まり、法定数をはるかに上回る署名が集まり、9月8日、署名簿が提出されます。

森下町長は9月17日、町長辞職を表明します。住民投票によって解職されるという不名誉な事態は避けたかったのでしょう。相次ぐ課長の自殺や多数の中途退職職員が続出した問題は、町長が町職員の生命、安全、人権を守らないとして町長を辞任に追い込みました。町民の不満がリコールという形で噴出したとみてよいでしょう。

森下町長の辞職に伴い、出直し市長選が行われることになりました。千代田町の町長選は11月4日告示、9日投票が決まりました。町長選には森下氏の他、元助役の辰崎春男氏(67)、町議会副議長の亀岡章治氏(57)、町議の岡川清氏(43)が立候補を表明します。森下町長は「町政に混乱はなかった」と町政の混乱を否定し、町長選に出馬しますが、4人の立候補予定者すべてが町長選の争点として掲げたのが「役場の職場環境の改善」です。町役場内の環境に、課長らを自殺に追い詰め、多数の町職員を退職に追い込む何かがあるのです。

課長ら自殺の背景に何があるのか

森下町長は中国新聞の取材に、松島都市整備課長の自殺について、その動機は一切不明で「思いがけないことだった」

と繰り返し述べます。しかしこの町長の発言は町職員の命や安全に責任を負う行政の長としてあまりにも無責任すぎないでしょうか。

課長の自殺が4人も相次いただけでなく、20名を超える中途退職者を出した千代田町行政。森下町長のリコール運動は、町行政の長でありながら無責任な言動を繰り返したため、町民の不不信を自ら招いた結果だといえるでしょう。

相次ぐ自殺や多数の中途退職者を出した千代田町役場の職場はどのような状況だったのでしょうか。

中国新聞は、「同和行政の混乱」との表現で、次のように問題は同和行政にあると指摘しています。

《執行部と職場には、支え合う力の弱さがのぞく。それは同和行政の混乱にも表れた。昨年まで行われていた一部職員を中心とした役場内の研修は、深夜の呼び出しがあったり、「研修の内容を外部に漏らすな」と厳しく命じられたりと、異常事態が続いた。中途退職した元職員の一人は「だれそれが、こんな発言をしたと報告、批判することで、自分の立場を守ろうとする風潮さえあった。同僚の間でも疑心暗鬼が広がっていた」と打ち明ける。別の元職員は「町幹部に『退職は同和行政とは関係ない』との一筆を書かされそうになった」と話す。職場の連携が分断されている現実を見過ごすばかりか、誤った認識から問題を取り繕おうとしたふしさえ、当時の執行部にはうかがえる。自ら問題解決に動こうとしない執行部を前に、中途退職者から事情聴取し、事態を改善するよう求めた議会も大きな力とはならず、結果としてチェック機能を果たせなかった。こうした取り組みの弱さは、町民の間に同和問題を敬遠する風潮を生んだ。例えば、地区ごとに開かれる同和教育講座。年々、参加者は減った。ある行政区長は「残念だが、知り合いに頭を下げて参加してもらおうような状況だった」と話す。住民の安全や人権を守るべき行政が、対応すべき課題を見過ごした時、事態は深刻化する。同和行政をめぐる混乱は、それを浮き彫りにした。問題を前に手をこまねく行政の姿勢は、むしろ同和問題に対する町民の理解を妨げるという「加害者」の側面さえ感じられる。》(平成9年10月20日付)

同和問題については、行政だけではなくマスコミの多くも糾弾闘争によってこれまで差別を口実に糾弾を受けてきており、同和問題に触れるのはタブーとなっていました。そういう中で地元紙の中国新聞が「同和行政をめぐる混乱にも表れた」と自殺の背景に同和問題があることを明らかにしたのは、千代田町での自殺や中途退職がいかにも異常であり、どうにも書かざるを得なくなったということです。しかし、これだけ書くのが精いっぱいなのでしょう。「一部職員を中心とした職場内の研修」と一部職員が中心となって行う研修が異常であったと書いていますが、その「一部職員」というのがいったい誰なのか明らかにしていません。「一部職員」というのは町職員の自殺や大量の中途退職に関与した町の嘱託職員として差別事件のあら捜しをする解同千代田支部長のことでしょうが、そのことは何も書いていません。解同千代田支部長が中心となって糾弾を行い、そのために自殺者や大量の退職者が出て、解同県連が処分を行ったということを伝えず「一部職員」と書くだけでは、読者には真実は伝わりません。しかしながら中国新聞は、千代田町職員の自殺や大量の中途退職の背景に同和行政、同和研修があることはなんとか明らかにしています。

疑心暗鬼を広げる同和研修

中国新聞が明らかにした異常な職場の実態。

「研修の内容を外部に漏らすな」とか「誰それが、こんな発言をしたと報告、批判することで、自分の立場を守ろうとする風潮」、「同僚の間でも疑心暗鬼が広がっていた」、「『退職は同和行政とは関係ない』と一筆を書かされそうになった」

この記事を読んですぐに頭に浮かんだのはあさま山荘事件を起こした連合赤軍の「総括」です。彼らは互いに自己批判させ、路線が違う者には多数で取り囲み「総括」という名で長時間問い詰め、それでも考えを改めなければリンチ(私的制裁)を加え、結果多数の者を殺害しました。

同和研修では「差別をなくす」「差別は許さない」という名の元に「誰その発言は差別発言だ」「誰々の考え方は同和教育の観点からみると差別につながる」などと点検・批判がなされました。発言が「差別」とされ「差別事件」になると、差別発言の事実、それまでの取り組み、背景、課題、今後の取り組みを明らかにするよう「総括」を求められました。これは職員にとって非常に負担の重いものでした。

学校では児童や生徒が不適切な発言をすることがありますが、教師が知ってもしそれを報告しなかったら「差別者」と追及されるのではないかと、という恐怖と不安が常につきまといました。同和問題に対する取り組みの姿勢を毎年度末に「総括書」にまとめることもさせられていましたが、総括書の内容を点検・批判し合うようにさせられ、もし自分が同和問題の取り組みに熱心でないと、差別者だと指摘されたらどうしよう、と職員は不安でいっぱいでした。職員の言動や取り組みを差別だと批判し合う、あるいは職場の同僚間での「総括」による批判はお互いを疑心暗鬼に陥らせました。同僚に不適切な言動があった場合、もしそれを指摘しないでおいたものが後で問題化した場合、「なぜ指摘しなかったのか」「差別を許すのか」と追及されるのではないかと、怯えました。同和問題、同和行政に熱心でないと「差別者」の烙印を押されるとの懸念から同和問題について批判することは全くできなくなりました。自由に発言できる雰囲気はなくなってしまい、自分の言動が差別と疑いをかけられはしないか、同僚にもうかつに本音を話すことができない委縮した物言えぬ雰囲気が職場に充満します。

また学校現場で差別事件が起きると、連日学年会や職員会が開かれます。総括文書の作成に莫大な時間を費やし、「確認・糾弾会」へ出席を求められます。学校は全教職員、町や市では課長以上の管理職は出席しなければなりません。多数の者から威圧的に追及される「確認・糾弾会」への出席は、職員にとって恐怖でしかありません。何回あるのか、いつ終わるか分からない「確認・糾弾会」への出席は職員の心身へ大きな負担がかかりました。

多数の自殺者や退職者が出た千代田町の町役場でも、教育相談員という肩書で嘱託職員として任用された三宅某解同千代田支部長が差別事件のあら捜しをして糾弾を行っていたことが分かっています。千代田町の町役場の様子について、「ゼンボウ」も記事にしています。4 課長の自殺、20人以上の中途退職の原因について、「自殺の背景に“同和研修”のカゲが」との見出しで載せています。その部分を記しましょう。

《ある係長は、「課長に昇進するのが怖い。自殺に追い込まれる」と暗い表情で語る。「自殺の原因は、いくつか考えられるが、いま言えない」沈黙してしまう。単に町職員の質が低すぎるのか、それとも悪の温床がはびこっているのか。》

《(4課長の自殺の背景を)地元記者は、次のように分析する。『もの言えぬ職場』の原因の一つに、町の同和研修のあり方をめぐる指摘がある。研修で批判された個人が、見て見ぬふりをする上司や同僚の間で、次第に孤立していく過程が退職者の訴えに読み取れる。(中略) 半数近い人達が研修や職場環境を理由にしていることは、やはり異常である。部落解放同盟広島県連は現地調査の上、研修の一部行き過ぎを認め責任者を処分した。(中略) 町は今後、開かれた研修のあり方を提案、実行してほしい。』》

町職員が委縮してもの言えぬ千代田町の町役場の様子は、元町職員と町都市計画審議会委員からも次のように聞き取っています。

《町民の間から町政批判が続出するのも無理はない。元町職員は「今の役場には、自由にものを言える雰囲気はなく、職員が委縮している」という。町都市計画審議会委員を務める農業・立川明芳さん(72)は「町役場が異常というほかはない。無登録業者の事件についての町の内部監査もおざなり、いったい町はどうなっているのか」》

千代田町役場の異常な職場環境については、中国新聞も自殺した課長の妻や職員に取材し、千代田町の町役場の職場環境に強い不信感を抱いている気持ちを「職場環境に不信」と見出しを付けて次のように記事にしています。(平成9年8月5日付)

《在職中に自殺した別の職員の妻も「夫を追い込んだ原因は役場の環境にあるとしか思えない。と漏らす。相次ぐ自殺に触れながら「原因をはっきり調査しなければ、悲劇は後を絶たないと思う。」と目を潤ませた。過去7年間、結婚などを除く千代田町の中途退職者は20人を超える。退職者が一様に口にするのは、町幹部への批判。「選挙での支持が人事に影響する」「難問を抱える部下の孤立を見て見ぬふりをする」…。同町に出入りする業者も「あんなに職場の暗い役場はない」と同情を隠さない。町職員の一人は「今は匿名でも具体的なことは何も言えない。すぐに役場内で犯人捜しが始まるから」とぼつり。別の職員は「決定事項の大半はトップダウンで、管理職会議でも発言は少ない。派閥人事もまかり通り、そうしたひずみをもろに管理職が受けている」と証言する》

夫の自殺の原因は職場環境にあると確信する妻の証言、部下が難問を抱えても誰も寄り添おうとせず見て見ぬふりをする職員たち、話したことが問題視されすぐ犯人探しが行われる物言えぬ職場、部外者の業者が見ても他に例を見ない職員が暗い職場。まさしく千代田町の役場の職場環境は異常です。

自殺、中途退職を余儀なくされる問題の核心は千代田町の同和行政の方針にある

平成2年以来、町幹部職員が4人自殺し、20名を超える中途退職者を出した千代田町。働き盛りの幹部職員が4人も自殺するという、その原因は何なのでしょう。自殺に至る4人の自殺の経緯や関連する千代田町での出来事を本誌52号からお伝えしてきましたが、いよいよ問題の核心に迫りましょう。出直し選挙に立候補した4人の候補者も、リコール運動を始めた人や中途退職した元職員らも誰もが町政を批判し、「職場環境に問題がある」と訴えています。「職場環境」というのは何のことでしょう。千代田町が抱えるこの問題の核心は何なのでしょう。3つ挙げます。

多数の自殺者や中途退職者を出した問題の核心は、実は町の同和行政の方針にあります。どういうことなのか、説明しましょう。

核心となる問題の一つ目は「窓口一本化」です。

市や町が行う同和对策事業や給付等の申請などの同和施策は、窓口を部落解放同盟の支部長や特定の関係者に限定・委託するという手法が全国の多くの自治体に要求され、行われてきました。いわゆる「窓口一本化」といいます。これにより事実上、解同が行政を掌握する利権構造を生み、全解連との抗争や裁判に発展しました。「窓口一本化」は解同が組織拡大や行政に対する影響力を強める手段として自治体に強く要求した経緯があります。要求を受け入れない自治体や職員に対しては「差別」を口実に糾弾闘争を行い圧力が加えられました。そのため同和事業について、「解同」の幹部が事実上の決定権をもつようになり、同和事業の不正や私物化が行われ、行政のチェック機能の形骸化も指摘されています。行政を権力、あるいは支配者とみなして闘争を展開し、同和行政についての支配権を獲得してい

く階級闘争で、共産党などを排除して独占するのが特徴です。

「窓口一本化」は各地の自治体で訴訟となり、すべて違法であると判決が下されています。しかしそれにもかかわらず、多くの自治体はいまだ解同との「窓口一本化」を堅持したままです。法を根拠に成り立ち、憲法の趣旨や法律を忠実に順守すべき地方行政機関が、法令違反と司法が下した判決に従わず法律を蔑ろにして行政運営を行っているという由々しき問題です。

千代田町も同和行政について窓口を解同に限定して行う「窓口一本化」を行っていました。法令に反した同和行政を進めることは、町民に対する背信行為です。しかもそれを町職員に強いる。このようなことが千代田町で起きていたのです。

「窓口一本化」を受け入れた町や市は、毎年解同の支部との要求闘争に応じなければなりません。部落民にとっての不利益は差別であり、差別があるのは行政の不誠意と怠慢によって起きているとして自治体を突き上げ、自治体に責任を追及していく行政闘争が激しく行われました。行政を権力として敵対視し、差別行政に反対するとして闘争を激発し、要求を突きつけます。自治体に要求を突き付け、要求を獲得し同和施策を独占支配する階級闘争です。この階級闘争・行政闘争の矢面に立たされるのが部長や課長です。自治体に対する徹底した行政闘争をすべての闘いの基本とする行政闘争が市や町に行われ、この行政闘争は「同対審答申」「特措法」を武器に解同が要求を獲得するまで展開されました。この自治体闘争を激化して展開する要求交渉に出席し、対応しなければならないのが部長や課長なのです。千代田町での対町要求闘争は囑託職員である三宅某が解同千代田支部長の立場で町行政を追及しました。

2つ目の問題の核心は、解同との「連携」です。

「連携」が大変な問題を引き起こします。行政が解同と「連携」というのは、行政が解同の要求やイデオロギー、糾弾闘争方針を受け入れることです。つまり差別事件が起これば、解同の「差別行政糾弾闘争」方針に従って、行政が「確認・糾弾会」に出席して事件の事実確認などを解同の糾弾闘争方針にゆだねて行うということです。

なぜ行政が解同と「連携」しなければならなくなったのでしょうか。実は県や市町が策定した「同和对策基本方針」「同和教育行政施策の方針」に「連携」という文言が入れられたのです。県や市・町は「同和对策基本方針」「同和教育行政施策の方針」を策定し、それをもとに同和施策、同和教育行政を実施していきますが、この方針の中に「関係諸機関等と緊密な連携をとりつつ」という文言が入っているのです。「関係諸機関等」というのは解同を含みます。県や市町が解同と「連携」という「同和对策基本方針」等を掲げている限り、差別事件や同和施策の要求には応じなくてはならず、しかも解同の闘争方針に従って行わなければならないということです。この「連携」が問題の核心です。

昭和60年9月に結ばれた「8者懇談会合意文書」にも差別事件の解決には「関係団体と連携し」と、「連携」という文言が入れられました。学校現場の荒廃を憂慮した県議会議長が教育正常化を願って「要請文」を出しましたが、教育荒廃の最大の元凶と名指しされた教組と解同が反発します。教組や解同、広同教などの同教組織等が各地で大量のビラ配布や糾弾闘争を繰り広げた結果、県議会議長は追い詰められ謝罪に追い込まれます。県知事が中に入り取りまとめたのが「8者懇談会合意文書」です。8者というのは、県知事、県議会議長、県教育長と解同県連、広教組、広高教組、広同教、広高同教です。広島県の自治に責任を負う県知事、県議会議長、県教育長が教組や解同と結んだいわば降伏文書

です。この文書の中に「差別事件の解決に当たっては、関係団体とも連携し」との文言が入れられたのです。そのため、広島県ではこれ以降、差別事件が起きれば、行政は解同と「連携」し、解同の「確認・糾弾会」に出席して、差別事件の解決を解同の糾弾闘争方針に従って行わねばならなくなったのです。「連携」というのはつまり、差別事件を口実にした介入を許し、行政機関が解同の闘争方針に従い、行政職員を糾弾会に出席させて解決をゆだねるということなのです。

千代田町も解同と「連携」する方針を掲げていました。昭和62年2月に千代田町立八重東小学校で行われたPTAが主催する同和問題研修会に、保護者として参加したK氏の発言を「差別発言」として、町長と教育長の連名で解同に提起しました。なぜ解同に町長と教育長が提起したのかというと、事件の解決の仕方について、解同と「連携」して解同の「確認・糾弾」の方式に従って解決する方針を町がとっていたからにほかなりません。解同は、保護者として出席して発言した K 氏が千代田派出所の所長であるとして、「県警幹部警察官差別事件」として県警や県に対して糾弾闘争を行いました。K 氏の発言は千代田町の小学校が主催する研修会でなされたものですから、千代田町が責任をもって取り組み解決すべき問題です。しかし解同の「県警幹部警察官差別事件」糾弾闘争に従って各地で抗議集会や研修会を行います。これは千代田町が解同と「連携」していたからです。

「確認・糾弾会」への参加について市や町は管理職、学校は全教職員の参加を求めます。

「確認・糾弾会」への出席がいかに恐怖で負担になるか、また確認・糾弾会がいかに問題であってもそれを批判や否定的なことを言うこともできない、これはゼンボウが取り上げた係長の言葉に表れています。

《「課長に昇進するのが怖い。自殺に追い込まれる。」と、暗い表情で語る。「自殺の要因は、いくつか考えられるが、いま言えない」沈黙してしまう。》

「確認・糾弾会」による差別問題の解決がいかにまちがっていて不適切であるか。地対協「部会報告書」(昭和61年8月)は、程度を超えた糾弾行為は「違法な行為であり、私的制裁以外の何物でもない」と糾弾の見直しを求めています。同時に「部会報告書」は同和問題に対する行政の姿勢にこそ特に問題があることを指摘しています。行政機関が民間運動団体、すなわち解同との妥協の上に地域改善行政を進めていることが、同和問題に対する一般国民の拒絶反応を生む一因となっているとして、行政機関に解同との関係を見直すべきであると指摘しています。

「地域改善対策啓発推進指針」(昭和62年3月)でも、行政職員が「確認・糾弾会」に出ることについて次のように否定しています。

「憲法の趣旨に従い、法を率先して順守すべき国又は地方公共団体の職員が確認・糾弾の場に出席し、差別事件の処理を私的制裁にゆだねるがごとき印象を一般国民に与えていることは、行政職員として好ましくないことである。さらには、確認・糾弾については、民間運動団体の間にも厳しい批判があるところであり、このような場に行政職員が出席することは、行政の中立性の要請からみても、望ましくないことは明らかである。行政職員が憲法の趣旨に忠実な法の順守と中立性の堅持を第一義とすることなく啓発を行っても、国民の心からの受容を期待し難いのは当然である。行政が姿勢を正さずして、真の啓発はあり得ない。」

こうしてみると解同が行う「確認・糾弾会」は、国民からの不信を招き、同和問題の解決を妨げ、行政職員が激しい糾弾や暴力行為、脅迫を受けるのではないかという不安を持つ元凶ですが、この「確認・糾弾会」に行政職員を出席させる行政機関にこそ問題があります。解同と「連携」して、差別事件の解決

を「確認・糾弾」にゆだねる不適切な行政運営をする行政機関の方針こそ、問題の核心です。差別事件があったからといって行政職員を「確認・糾弾」の場に出してはならないのです。差別事件の解決は、行政が主体をもってその責任の元に行わなければなりません。行政は事件の解決はもちろん、職員の命や安全を守る責任を有しているのです。

しかし千代田町はあろうことか、解同千代田支部長を嘱託職員として任用し、同和研修や差別事件のあら捜しをさせていました。差別事件を探させ、その解決を解同の差別行政糾弾闘争の方式にゆだね、町職員幹部らを出席させていたということです。管理職の課長になると、町が命じる「確認・糾弾会」への出席をしなければならない。多数の幹部職員の中途退職や連続自殺は、糾弾の恐怖に耐えきれず、また町の職員の安全や命を守ろうとしない行政の姿勢に絶望した末の結果です。また幹部職員が4人も連続的に自殺したにも関わらず、職員はみな押し黙ったままでのもの言わないというのは、自分の話したことが万が一にも問題視されてしまうと差別者とされ、糾弾されるのではないかという恐怖から押し黙ってしまうのです。

解同と「連携」して解同のイデオロギー、「確認・糾弾」の闘争方式での解決にゆだねる方針をとる千代田町の同和行政の方針に問題の核心があるのです。「職場環境の問題」というのは、町が「確認・糾弾」に職員の出席を求め職員の命や安全に責任を負わない職場体制のことです。町が解同と「連携」する方針が職員を絶望させ、もの言わぬ押し黙ったままの職員を生み、住民から不信を買っているのです。

出口のない迷路とは

平成2年9月の総務課長の自殺、平成8年6月の厚生課長の自殺に続いて、さらに建設課長、都市整備課長と2人の課長が公共事業をめぐる事件の中で相次いで自殺したことは町民に衝撃を与えました。森下町長リコールの署名運動に発展しましたが、署名運動が始まる中で、中国新聞が町長の管理責任や自殺の原因を問うインタビューに、森下町長は次のように答えています。

《管理責任と言われても困る。町民に心配を掛けたが、事件については既に司法の手にゆだねてあるし、町ができる内部調査には限界がある。また事件自体は終息に向かっているはずだ。》

《自殺者が出たのは、私の不徳の致すところ。ただ、亡くなられた人の思いを今さらどうやって解明するのか。教えていただきたいくらい。出口のない迷路に入り込んでしまったような気持ちだ。》

町職員の安全と命を守る責任を負う最高責任者は町長です。その町長が、「管理責任と言われても困る」「出口のない迷路に入り込んでしまったような気持ち」「教えていただきたいくらい」と言っているのは、いかにも無責任です。「出口のない迷路」と言っていますが、町長は本当に自殺の原因や、その解決策を知らないのでしょうか。

なぜ、多数の自殺者がでて、20名を超える町職員幹部が中途退職を余儀なくされたのか、その核心となる3つ目の問題を筆者が明らかにしましょう。

核心となる3つ目の問題は、「千代田共闘」(部落解放千代田共闘会議)に「千代田町職」(自治労千代田町職員組合)が加盟することで起こる問題です。

解同県連は「千代田共闘」を昭和56年4月に結成します。解同千代田支部の他、広教組千代田支区や高教組、自治労、電産など千代田町内の労組や職員団体などを結集して結成しています。千代田町内の主だった労組や諸団体が入ったとみてよいでしょう。「千代田町職」も「千代田共闘会議」の結成以

来、構成団体の1つとして参加しています。「千代田町職」は千代田町役場の職員らが結成しこれに加入していましたが、管理職以外のほとんどの町職員が加入しています。「千代田町職」は自治労の下部組織であり、同時に解放運動をする「千代田共闘」の構成団体の一つでもあるということです。この「千代田町職」が千代田町行政に対し、同和予算などを要求する団交を行います、次に示す文章は、解放運動が行政をどうとらえ、どのような闘争をしているかを示した報告です。

「対町交渉の中で、解放行政の遅れと怠慢を明らかにした」

これは57年5月に開いた千代田共闘会議、第1回定期大会で千代田町職が千代田町の行政に対して対町交渉を行った様子を報告したものです(解放新聞581号)。本誌も52号で取り上げています。この報告は、町職員の自殺や大量の中途退職がおきる問題の核心を明らかにするものです。どういうことか、説明しましょう。

部落解放運動は、「行政闘争を日常的に徹底してたたかうことが何より大切である」として日常的に行政闘争してきました。「千代田町職」の対町交渉もその一環です。「差別があるのは行政の遅れと怠慢があるからだ」と部落解放運動、行政闘争理論で行政を追及し、教育や人権啓発の遅れがあるとそれを差別実態として確認させ、部落解放行政の確立を要求するという行政闘争を展開します。行政を糾弾して行政施策を実施させる戦術です。問題はその糾弾は誰が行い、誰が糾弾されるかです。「千代田町職」は千代田町役場の管理職を除いた者らが加入しています。「千代田町職」に加入した職員らが、町行政に対して、対町交渉と称して同じ職場の管理職を突き上げる。つまり要求を認めさせるために、部下である町職員らが集団で部長や課長を糾弾するのです。同じ職場の職員らで管理職を突き上げ、糾弾し、同和行政の管理運営権を支配するという階級闘争を行うということです。

千代田町行政と千代田町職の団交に三宅某も参加します。三宅某の町の役職は嘱託の教育相談員ですが、団交には千代田共闘の副議長として追及を行います。さらに千代田町職と町の団交では、部下である職員ら皆が、「同和行政施策の停滞が差別を残している。差別があるのは行政の怠慢だ。取り組みが遅い。」などと、それを認めるまで部長や課長を追及し、認めると「覚書」「確認書」を書かせます。糾弾闘争を強化する千代田共闘の方針によって管理職は厳しく追及されます。管理職はたまったものではありません。千代田町役場という同じ職場でありながら職員らが「差別・被差別」の立場に分裂・対立し、部下の町職員らが「被差別」の立場に立って、上司である部長や課長を「差別者」として糾弾するということをしているのです。しかも問題はこれだけではありません。同僚らと共に管理職を追及していた職員も、いずれこの町職員の中から誰かが人事異動で管理職になっていきます。管理職である課長になった途端、糾弾する側から糾弾される「差別者」側になるのです。怠慢によって同和行政に後れを生じさせている「差別者」だと管理職を糾弾していたのが、一転して今度は糾弾される側に立たされるのです。管理職を追及した厳しい言葉や言動が、ブーメランとなってそれが自分への糾弾となって返ってくる。それもこれまで同僚だった者や部下らによって糾弾されるのです。

「課長に昇進するのが怖い。自殺に追い込まれる。」

とある課長が暗い表情で語るのは、課長になると千代田共闘・千代田町職の職員らからの追及を受ける団交の場に出なければならないからです。「課長に昇進するのが怖い。自殺に追い込まれる」というのは、団交で町職員から「差別者」として追及・糾弾されることを恐れているからでしょう。4人の課長の自殺や24名に上る管理職の中途退職はこのような背景の中で起こっているのです。

町の職員組合が解放運動の共闘組織に参加し、町行政がこれらとの対町闘争に応じ、管理職を団

交・糾弾の場に出させる限り、この問題は解決しません。これが3つ目の核心問題です。

松島都市整備課長が自殺した翌8月4日朝に開いた緊急職場集会。松島課長で自殺者が4人目となる異常事態にもかかわらず約100人の職員はみな押し黙ったまま。なぜ押し黙ったままなのでしょう。職員は自殺に至る背景、要因を知らないから黙っているのではありません。「怠慢な行政があるから差別が残っている」として行政闘争で管理職を糾弾し追及する者と、追及される者、部下の町職員であれ、管理職の町長・部長・課長であれ、どちらか側のメンバーであり、自殺の原因を知らないことはありません。押し黙って物を誰も言わないのは、これまでこの差別行政糾弾闘争に参加してきた当事者だからです。迂闊に不用意なことを言えば、それを言質に取られていつ追及されるかも知れずそれが恐いから黙っているのです。

「今は匿名でも具体的なことは何も言えない。すぐに役場内で犯人捜しが始まるから」町職員わずか100人あまりという閉鎖社会。狂ってしまった職場で職員は戦々恐々、何か自分がしゃべったことが「差別」だと糾弾されるのではないかという不安や恐怖が「物言えぬ職場」「暗い役場」になっているのでしょう。

夫を自殺で亡くした妻が「夫を追い込んだ原因は役場の環境にあるとしか思えない。」と、夫の自殺の原因に「役場の職場環境」をあげています。「役場の環境」というのは、対町交渉と称して、差別があるのは「行政の怠慢だからだ」と同じ職場の職員らが管理職を追及・糾弾する差別行政糾弾闘争を容認する千代田町役場のこのことでしょう。「窓口一本化」「連携」をしている限り、管理職の課長になると職場の者、皆から「差別者」と糾弾され続ける、これを脱するには職を辞するか、自殺するしかない、町長が語る「出口のない迷路」です。

自殺や退職を防ぐ逃げ道はないのか

千代田町役場では4人もの課長が自殺し24名もの管理職が中途退職するという前代未聞のことが起こっていますが、しかし自殺や中途退職を防ぐ手立てはなかったのでしょうか。上司や同僚、行政組織あるいは組合などに相談することはできなかったのでしょうか。

まず上司や同僚、組合はどうでしょう。同じ職場で働く職員同士ですから、普通は困った者がいれば相談にのり助言をするでしょう。しかし千代田町の組合は「部落解放千代田共闘」の構成団体の1つとして参加し、糾弾闘争強化の闘いを決定しています。そのため「差別者」とされた場合、階級闘争する側に立つ同僚や組合に相談することはできないでしょう。管理職への相談はどうでしょうか。管理職は千代田共闘から追及される側です。組織を相手に闘うのは勇気がいります。無理でしょう。「難問を抱える部下の孤立を見て見ぬふりをする」(平成9年8月5日 中国新聞)とあるように部下が困っていても知らぬふりをしてしまうのです。

町長や教育委員会、議会はどうでしょう。これらも期待できません。解放同盟が差別事件として糾弾闘争を展開するいわゆる「県警幹部警察官差別事件」の発端は、八重東小学校の同和問題研修会で発したK氏の発言を差別発言として、井上町長と藤井教育長が連名で解放同盟に提起したことから始まっています。町長も教育長も解同の糾弾闘争に解決を委ねているのです。相談しても無駄でしょう。議会はどうでしょう。議会も期待できません。地対協が解同の「確認・糾弾会」は同和問題の啓発には適さないとした「啓発推進指針」を出したのに対し、千代田町議会は昭和63年3月、地対協の啓発路線を

否定し、解同と連携して解決する決議を行っています。議会も力にはなってくれません。

学校や公民館、町内会はどうでしょう。こちらも限りなく望みは薄いです。千代田町教育委員会は「県警幹部警察官差別事件」という K 氏の発言を差別発言だとした「啓発活動」を昭和63年の1月から2月にかけて住民学習会を行っています。教育長を先頭に公民館活動として、全町くまなく、120会場以上にわたって開催しています。集落単位で開いた学習会には、各小学校長が分館長、教頭は事務局として参加。教職員の他、役場職員も共に役割を担って推進役を務めています。千代田町の主だった公務員はほぼすべて解同の糾弾闘争方針に沿って活動しているということです。彼らに相談して問題の解決を期待するのは無理です。

警察はどうでしょう。千代田町では「県警幹部警察官差別事件」を起こしたと、部落解放千代田共闘会議が昭和 62 年からずっと糾弾闘争を行い続けてきています。千代田町行政も労組や運動団体と共に 9 団体で実行委員会を組織して「いのち・愛・人権」展を開催し、同事件に関わる真相報告集会や集会決議文などを紹介しています。警察は県民の生命、身体、財産の保護を任務としていますが、その警察を敵視して追及する千代田町行政に町民や行政職員が警察に相談するのは難しいでしょう。千代田町は愚かなことをしたものです。

県警を糾弾する集会は、3 人目、4 人目の自殺者が出た平成 9 年、その 2 月にも解同県連が「県警幹部警察官差別事件 10 年糾弾広島県民集会」を行っています。3 人目の友田建設課長の自殺は 6 月、4 人目となる松島都市整備課長の自殺は 8 月です。集会で中村徹朗県連委員長は「この集会を期にさらに糾弾闘争を強化し、幹部警察官本人と県警の反省を勝ち取っていこう」と、さらに糾弾闘争を発展させ、県警に対する追及を緩めない決意を示します。集会には藤田県知事があいさつをしたほか（副知事が代読）、千代田町行政を代表して、同町同和対策係長、千代田共闘会議の副議長が報告をしています。

県警への糾弾はさらにまだ続きます。友田・松島両課長が自殺した翌年、平成 10 年 2 月にも千代田共闘会議が「県警幹部警察官差別事件糾弾 11 周年をたたかう集会」を解同同盟員、広教組、労組など 80 名で開き、継続した闘いの展開をすることを再確認しています。さらに解放新聞を使っただけの追及も続けます。解放新聞 1 面の左肩には「県警幹部警察官差別事件を徹底糾弾しよう！」と大きく明記して県警を追及し続けます。この左肩の宣伝工作による県警への糾弾は、事件から13年後の平成 11 年 3 月 10 日号まで続けます。

このように千代田町の町職員や住民は、差別事件や同和問題で問題を抱えてしまっても、どこにも誰にも相談することができないのです。20 名を超える中途退職した人達は職場を去るしかなかったということです。住民や職員の命や安全を守る責任を負うのが町行政ですが、行政が解同と連携して差別問題の解決を解同の「確認・糾弾」に委ねたことによって、課長らを「確認・糾弾」の場に出させることになり、課長を威圧や恐怖に怯えさせるという事態を招いてしまったのです。町行政が職員の安全を守るという責任を果たさないことで起きてしまった事件です。

千代田町のその後

リコールによる出直し町長選の結果やその後の千代田町はどうなったのでしょうか。

森下前町長と新人の4人が争った千代田町長選挙は、平成 9 年11月9日に投開票され、元助役の辰崎春男氏(67歳)が初当選を果たします。森下前町長は衆議院議員が応援に入り当選を目指しましたが、

他の 3 人からの町政批判をかわせませんでした。辰崎氏が約 2600 票を獲得、森下氏は 2 位で約 1870 票を獲得します。当選した辰崎氏は過去 2 度の町長選に出馬していました。元助役であった行政手腕をアピールして、住民グループ「千代田を愛する会」の支持を得た他、共産党と政策協定を結んで、「町民の意向を反映させる」、「役場の職場環境を改善し、主体的な同和行政に取り組む」などして「町政刷新」をすることを強く訴えました。共産党は解同と鋭く対立し、解同から「差別者集団」とレッテルを貼られて激しく非難されていましたが、千代田町住民は解同べったりの同和行政を行ってきた森下前町長を支持しませんでした。投票者は 6700 人でしたが、共産党と政策協定を結んだ辰崎氏が 2 位の森下氏に約 800 票あまりもの差をつけたのは、町民がいかに同和行政の変革を望んでいるかを表しています。

しかし解放運動の勢力が衰えたわけではありません。翌平成 10 年 11 月 29 日投開票の千代田町議会議員選挙で、解同県連が推薦する立川某氏が当選します。立川氏は平成 5 年まで 24 年間千代田町町役場に勤務し、その間一貫して労働運動、部落解放運動、政治活動を行ってきた人物です。定数 18 に対し 22 人が立候補しましたが、第 6 位の高位で当選します。千代田共闘や教組、労組など、まだまだ千代田町では解同の解放運動を支持する勢力が強いことが分かります。

その後の千代田町行政がどうなったのでしょうか。実は千代田町は平成 17 年の町村合併で消滅します。近隣の大朝町、芸北町、豊平町と合併して北広島町となり、町自体がなくなりました。

千代田共闘は、近隣の自治体が合併して北広島町になった後、発展的に解消して北広島町を範囲として「北広島共闘会議」を結成します。地域を拡大した新たな共闘組織の誕生です。北広島共闘会議の副議長は立川某が務めます。筆者の知る限りでは、「県警幹部警察官差別事件」の糾弾集会や学習会は糾弾闘争を開始した昭和 62 年から 25 年となる平成 24 年まで絶やさず毎年行っています。

わずか 7 年の間に 4 人の課長が自殺、24 人もの管理職が中途退職した千代田町役場ですが、町がなくなったことで千代田町職員が自殺するという悲劇はなくなりました。しかし、町や市の職員団体（組合）が解放運動の共闘組織に参加し、町（市）行政がこれらとの対町（市）闘争に応じて管理職を団交・糾弾の場に出させる限り、同じ問題の仕組みが続きます。行政が行政闘争に応じることを続ける限りこの問題は解決せず、他の市町でも同じ悲劇が起きる懸念は大です。

千代田町の町役場で起きた連続自殺や管理職の大量の中途退職、この痛ましい出来事を風化させず、いつまでも語り継いでいかなければなりません。

（引用 全貌 平成9年12月号、中国新聞平成9年8月4日、5日6日、10月20日、11月10日号）